

一般乾貨物船の定義に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

一般乾貨物船の定義に関する事項

改正理由

IACS は、一般乾貨物船の就航後の検査の要件を定めた IACS 統一規則 Z7.1 の改正を 2011 年 10 月に採択した。同改正では、一般乾貨物船のうち、貨物倉の船側部が、貨物区域内の全長にわたり、かつ最上層の全通甲板に達する高さまで全て二重船側構造となる船舶については、単船側構造とする一般乾貨物船と比較して安全性が確保されているとの理由により、IACS 統一規則 Z7.1 の要件を適用する必要の無いことが明記された。

今般、IACS 統一規則 Z7.1(Rev.8)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

一般乾貨物船の定義から除く船舶として、「貨物倉の船側部が、貨物区域内の全長にわたり、かつ最上層の全通甲板に達する高さまで全て二重船側構造となる船」を追加した。